

別紙 1

仕様書

電子複合機賃貸借の仕様については、次のとおりとする。

1 設置場所及び台数

別添「複合機仕様書（カラー）」のとおり

2 機器の仕様等

別添「複合機仕様書（カラー）」のとおり

3 内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和12年8月31日

(2) 履行期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

(3) 契約金額 モノクロ及びカラー複写1枚当たりの単価（複数単価契約）とする。（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

(4) 賃貸借料金

月（この場合、月とは暦月の初日から同月末日までの1月間をいう。以下同じ。）を単位として計算し、契約額に、当該月の複写枚数から賃貸人の保守に係る複写枚数を控除して得た枚数を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と当該額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。

また、賃貸借期間が終了したときの撤去に要する費用、用紙を除く消耗品の供給、保守の料金及び故障時の修理費用を含むものとする。

4 保守条件

(1) 常時正常な状態で稼働できるよう定期的（年1回程度）に技術員を派遣して点検及び調整を行う。支障が生じた場合には、速やかに技術員を派遣して正常な状態に回復させること。また、点検、調整及び修理結果については、賃借人に結果報告を行うこと。

(2) 複合機に必要な一般部品及び消耗品（用紙を除く。）を円滑に供給するものとする。

また、使用済みのトナーカートリッジ等は回収すること。

(3) 賃借人の要請に応じ、機器の操作指導等を行うこと。

5 契約の方法

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において支出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。

6 複写予定枚数

履行期間中における複写予定枚数は、次のとおりとする。

(1) モノクロ：11,000枚/月

(2) カラー：1,500枚/月

※ただし、予定複写枚数は最低複写枚数を保証するものではない。

7 その他

(1) 下記の特記事項を遵守すること。

別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」

別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」

(2) 納入日は、8月26日（火）から8月28日（木）の間とし、設置場所への搬入は午前10時までに行うこと。また、1日でFAX等の設定を含む全ての作業を完了すること。

(3) 書類の作成に際しては、消せるボールペンは使用しないこと。

(4) 検品については、納入時に納入場所にて下関市ボートレース企業局ボートレース事業課職員が行う。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。